

香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会規程

平成19年4月1日

選挙管理委員会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第194条の規定に基づき、香川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(委員長の選挙)

第2条 委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

2 委員長が定まったときは、委員会はその住所、氏名を告示しなければならない。

(委員長の任期)

第3条 委員長の任期は、委員の任期による。

第4条 委員長がその職を辞したとき、又は欠けるに至ったときは、委員長の選挙は、その日から20日以内にこれを行わなければならない。

(委員長職務代理)

第5条 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長が指定する委員がその職務を代理する。

2 委員長は、その就任後直ちに前項の委員を指定し、その住所、氏名を告示しなければならない。

(退職)

第6条 委員長が退職しようとするときは、文書により、委員会の承認を得なければならない。

2 委員が退職しようとするときは、文書により、委員長の承認を得なければならない。

(選任、辞任、欠員補充)

第7条 委員が選任され、又は辞任したとき、又は委員の欠員を補充したときは、委員会はその者の住所、氏名を告示しなければならない。

2 委員並びに補充員に欠員が生じたときは、委員長は、香川県後期高齢者医療広域連合議会の議長にこれを速やかに、通知しなければならない。

(招集)

第8条 委員会の招集は、委員長がこれを招集する。ただし、改選後最初の委員会は、前任の委員長がこれを招集する。

第9条 委員から委員会の招集を請求しようとするときは、文書をもって会議事項及びその説明を附記して委員長に提出しなければならない。

第10条 委員会に出席することができない事情がある委員は、あらかじめ委員長にその旨届け出なければならない。

第11条 委員会が必要があると認めたときは、広域連合長又は香川県後期高齢者医療広域連合事務局職員の出席を求め、その説明を聴取することができる。

(会議録)

第12条 委員長は、書記をして会議録を調製して会議の次第及び出席委員の氏名並びにその事務に従事した者の職氏名を記録せしめねばならない。

2 委員長は、会議録の写を添え会議の結果を広域連合長に報告しなければならない。

(委員長の職務権限)

第13条 委員長は委員会に関する事務を総理し、委員会を代表する。

(専決)

第14条 委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は委員の除斥、その他の故障により会議を開くことができない場合において緊急の必要があるときは、委員長は委員会の権限に属する事項を専決処分することができる。

2 前項の規定による処置については、次回の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

(委任)

第15条 委員会の権限に属する事項でその議決により特に指定したものについては、委員長においてこれを専決処分することができる。

第16条 委員長は、その権限に属する事務の一部を委員会の委員又は書記に委任し、あるいは臨時に代行させることができる。

(事務局の設置)

第17条 委員会に事務局を置き、委員会に関する事務を処理する。

(組織)

第18条 事務局に事務局長、書記を置き委員長がこれを任免する。

2 職員の定数は、香川県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第5号）の定めるところによる。

3 前項の職員のほか、必要あるときは嘱託を置くことができる。

第19条 事務局に事務局次長（以下「次長」という。）を置くことができる。

2 次長は、委員長が書記の中から任免する。

(職員の職責)

第20条 事務局長は、委員長の命を受け、職員を指揮監督して事務を処理する。

2 次長は、事務局長を補佐して事務を処理し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

第21条 書記は、上司の命を受け事務に従事しなければならない。

(事務局の分掌事務)

第22条 事務局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 委員会事務の運営企画に関すること。
- (2) 委員会招集及び告示に関すること。
- (3) 選挙人名簿に関すること。
- (4) 直接請求に関すること。
- (5) 選挙法令の調査研究に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、選挙事務に関すること。
- (7) 委員の報酬及び費用弁償等に関すること。
- (8) 職員の給与及び服務に関すること。
- (9) 経理に関すること。
- (10) 公印の保管に関すること。
- (11) その他局内一般庶務に関すること。

(決裁及び事務局長の専決事項)

第23条 事務の処理は、すべて事務局長を経て委員長の決裁を得なければならない。ただし、次に掲げる事項については、事務局長が専決することができる。

きる。

- (1) 選挙管理委員会の既決事項に属する通達及び書類の要求に関すること。
- (2) 照会、回答及び報告に関すること。
- (3) その他選挙管理委員が指定する事項の処理に関すること。

(文書取扱)

第24条 文書の取扱い及び処理については、香川県後期高齢者医療広域連合文書規程（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合規程第2号）の例による。

(公示)

第25条 会議の結果、公表を要するものについては、香川県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第2号）の例による。

(公印)

第26条 公印の名称、書体、形状、寸法及びひな型は、別表のとおりとする。

(服務等)

第27条 職員の勤務時間、休暇及び服務等に関しては、特に定めるもののほか、香川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の例による。

(執務)

第28条 この規程に定めるもののほか、執務については、広域連合の例による。

(委任)

第29条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第26条関係）

公印の名称	書体	形状	寸法	ひな型
香川県後期高齢者医療 広域連合選挙管理委員 会之印	れい書体	正方形	24mm	香川県後期高 齢者医療広域 連合選挙管理 委員会之印
香川県後期高齢者医療 広域連合選挙管理委員 会委員長之印	れい書体	正方形	21mm	香川県後期高齡 者医療広域連合 選挙管理委員 会委員長之印
香川県後期高齢者医療 広域連合選挙管理委員 会委員長職務代理者之 印	れい書体	正方形	21mm	香川県後期高齡者 医療広域連合選挙 管理委員会委員長 職務代理者之印
香川県後期高齢者医療 広域連合選挙管理委員 会事務局長之印	れい書体	正方形	18mm	香川県後期高齡 者医療広域連合 選挙管理委員会 事務局長之印